

平成19年1月29日

企業会計基準委員会 御中

菊池 弘

企業会計基準公開草案第17号「リース取引に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針
公開草案第21号「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメントについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成18年12月27日に貴会より公表されました掲題公開草案につきまして、以下の通り、コメントを提出させていただきますので、今後のご審議においてご高配を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

1. 総論

「現行のリース会計基準を見直す必要性はなく、引き続き所有権移転外ファイナンスリースは賃貸者処理すべき」と私は考えております。

昨年8月に「試案」に対するコメントを募集した際も、多数の意見として同様のコメントが提出されたと聞いていますが、その後それらの意見をどう議論がされ、今回の公開草案にどう反映されて結論を導き出されたのかが、分かりにくいものとなっていると考えます。

本来であればこの点を踏まえた議論の経過説明を頂いた後、次の議論に入るべしと考えます。

改めて、この点を公開していただきたいと思えます。

2. 各論

「現行基準を変更すべき必要性はない」と考えていること、並びに上記公開をお願いすることを申し述べていますので、変更することを前提とした議論をすることは、自己矛盾となりますが、「公開草案」自体への意見を求められていることも考慮して、以下の通りコメントいたします。

(1) 適用時期について

今回の草案では平成20年4月スタートとしていますが、あまりにもその準備期間が短すぎると思われます。

以下事由等により、適用時期については、変更確定し、細部の処理方法が明快になった後、少なくとも2年以上の時間的余裕が必要となります。この点、宜しく検討いただくと共に、十分な配慮をお願いいたします。

- ① 特に貸手側は会計・税務処理をシステム対応するために、確定的な会計税務方針が出た後、システム開発とその安定的運用の体制作り着手することとなり、相応の期間が必要となります。
- ② いうまでも無く、貸手側の立場としては自らの会社の業務だけでなく、現実の業務としてまずは借手側への啓蒙活動の後、借手側の会計税務処理方針の相談とその対応に追われることとなります。リース離れを食い止めながら、新制度に即した新たなリースビジネスモデルの創造も併行して議論・提供することが要求されます。
- ③ 貸手側からの啓蒙活動等も踏まえ、徐々に借手側の対応方針が取り決められ、次の段階として新たな社内体制作りに着手していくものと思われます。貸手側の対応より、遅れることは確実です。
- ④ また一方で、減価償却の変更の議論も沸きあがっており、会計税務両面における方向性の確認に、多くの会社が苦慮しているものと思われます。

(2) 中小企業の対応について

中小企業の対応については別途「中小企業の会計に関する指針」で定められることとなるとしています。

中小企業は現状の制度におけるリースマーケットの大きな部分を占めており、設備投資の主要な手段として欠くべからざるものとなっています。このリース調達の上り上げ理由の一つに契約手続及び会計処理の簡便性があることを否定できません。一方、中小企業は所謂大企業と比較しこの変更への対応力はコスト面等において吸収出来る余力は限られていると思われます。

今後とも、最も簡便な＝従来通りの会計処理で対応できるよう、是非とも配慮をお願いいたします。

以上